

企業研修助成金

対象者 鶴岡市内の
中小企業者

助成率 対象経費の
1/2以内

上限額 **10**万円

鶴岡市内の中小企業者が独自に社内研修を実施するための費用の一部を助成します。

助成対象者

- (1) 鶴岡市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 構成員の3分の2以上が(1)の中小企業者で構成される団体
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団と関係を有する者でないこと
- ・令和4年度～令和6年度にこの助成を受けていないこと

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

資本金または従業員数のいずれかが上表の範囲内であれば中小企業者に該当します。

助成対象の事業

従業員の業務に関する技術や能力向上をはかる社内研修事業

- ・研修サービスを提供する会社等に委託して実施する社内研修も対象になります。
- ・事業主または経営者および役員のみを対象とする事業でないこと。
- ・他の助成金または補助金や講師派遣等の支援制度を活用するものでないこと。

対象経費・助成金額

対象経費

講師の謝金(講師料)および旅費、テキスト・教材費、会場使用料等
(同一社内の者に対する講師料は対象となりません。)

助成金額

助成対象経費の2分の1以内、10万円まで(千円未満切捨)

申請受付期間

令和7年5月7日(水)～令和8年1月30日(金)

- ・初回締切 令和7年5月16日(金) 以後、随時受付。助成金の予算額に達した時点で受付終了。
- ・初回締切で助成金の予算を超える応募がある場合は選考を行います。

提出書類

- 助成金申請書 ○事業計画書 ○収支予算書
- ・申込書等の様式は庄内産業振興センターのWEBサイトでダウンロードできます。
<https://www.shonai-sansin.or.jp/>

その他

- ・お申し込みから交付決定まで1週間程度かかります。
- ・助成金は事業の完了検査後の精算払いです。交付決定前は事業に着手できません。
- ・助成金の交付は年度内に1回限りとし、以後3箇年度はこの助成が受けられません。

お申込み・お問合せ